

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………
- ……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…
- 告示 (選)
- 令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………
- 令和四年東京都選挙管理委員会告示第百四十五号 (政治団体の収支報告書の要旨) の一部訂正……………
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第千七百七十号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年十一月十三日

東京都計量検定所長 戸澤 互

- 一 検査地域 品川区、板橋区及び江戸川区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和五年十二月十八日から令和六年三月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千七百七十一号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社パデイクリエイト
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 鈴木 啓介
 - (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区神宮前三丁目二十一番一号フロール神宮前二階
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五五二六号
 - (五) 免許年月日 令和二年十一月六日
- 二 処分年月日 令和五年十一月二日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

東京都告示第千七百七十二号

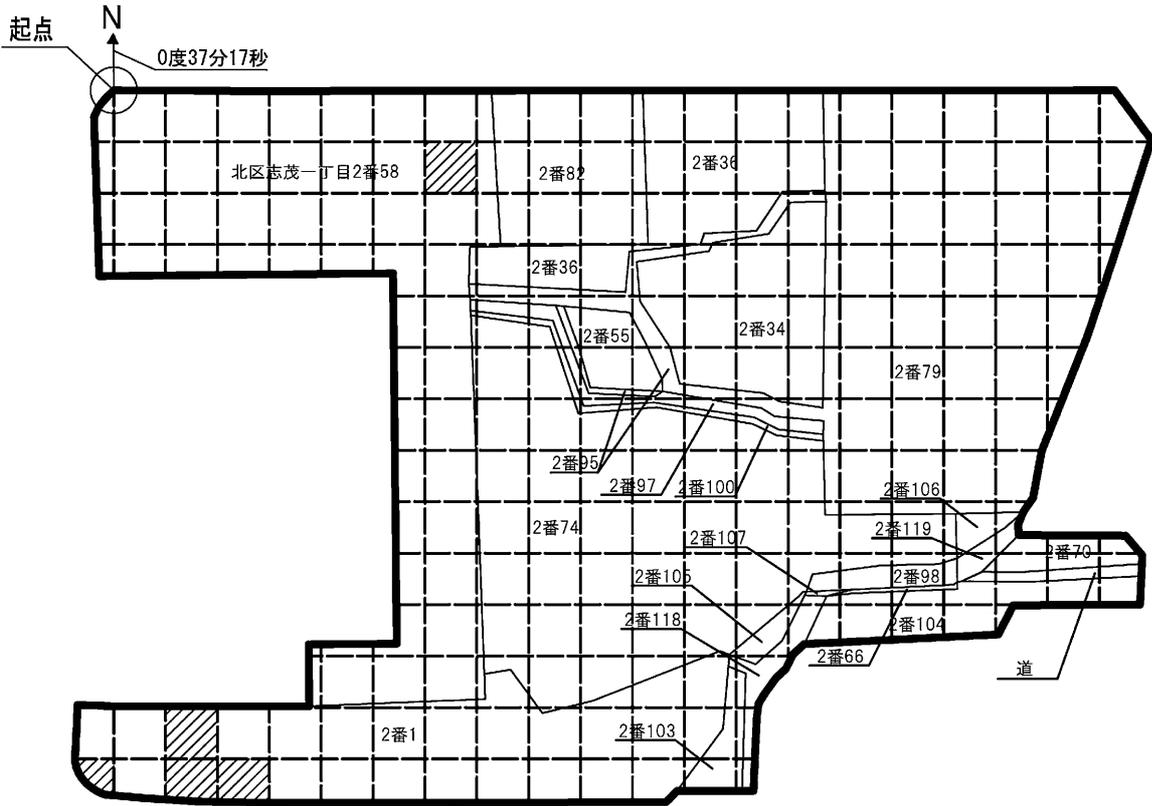
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区志茂一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】
 --- 単位区画
 — 筆境界
 — 敷地境界
 ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、北区志茂一丁目2番58の最北端とする。

【格子の回転角度 0度37分17秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千七百七十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百八十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月十三日

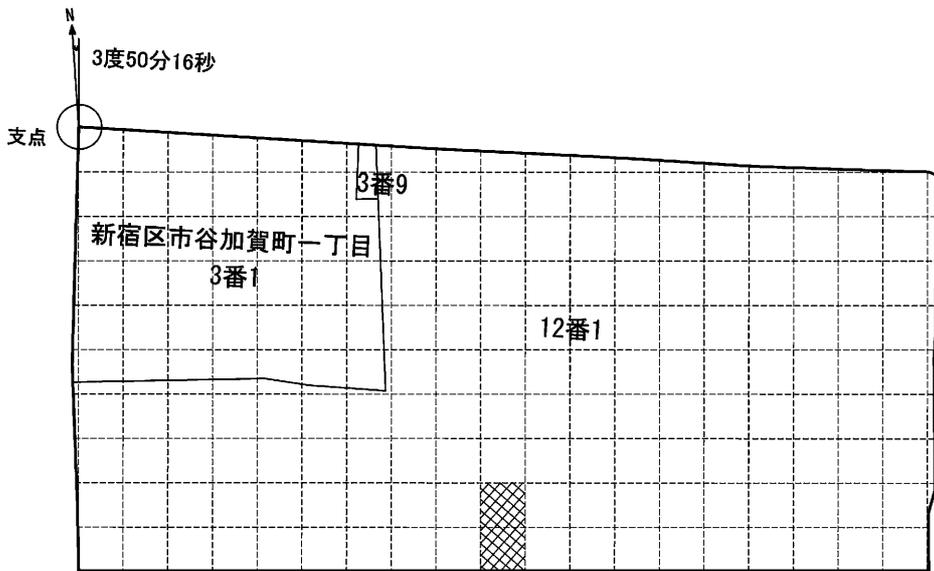
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区市谷加賀町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

【支点】

支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(3度50分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、清家あい後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和三年東京都選挙管理委員会告示第百七十一号）の一部を次のように訂正する。

令和五年十一月十三日

東京都選挙管理委員会

清家あい後援会の部1収入総額の項中

「1 収入総額 0」を
 「1 収入総額 78,000」
 前年繰越額 0 に
 本年収入額 78,000」

改め、同部2支出総額の項中

「2 支出総額 0」を
 「2 支出総額 0」に
 （翌年への繰越額） 78,000」

改め、同項の次に次の一項を加える。

3 本年収入の内訳
 寄附の総額 78,000
 政党匿名分を除く寄附の額 78,000
 個人からの寄附 78,000

●東京都選挙管理委員会告示第百五十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

「2 支出総額 0 に
 (翌年への繰越額) 156,000」

3 本年収入の内訳

寄附の総額 78,000
 政党匿名分を除く寄附の額 78,000
 個人からの寄附 78,000

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和五年十一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

青梅市藤橋二丁目百二十番 西東京市東伏見三丁目六番
 十九号

タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

青梅市新町一丁目十一番十三、西東京市東伏見三丁目六番
 同番二十四及び同番二十五 十九号

タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

東久留米市下里七丁目三百九
 十番一、三百九十二番一及び
 三百九十三番 十二番地の七

府中市白糸台六丁目三番一、小平市鈴木町一丁目四百七

同番四、同番五、同番二十一 十二番地四十
 及び同番三十一 誠賀建設株式会社
 代表取締役 樋口 賀大

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
 あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、令和五年十一月十三日から四月以内に東京都産業
 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
 号)に到着するよう提出してください。

令和五年十一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 御徒町吉池本店ビル
- 二 店舗所在地 台東区上野三丁目二十七番十二号
- 三 設置者名 株式会社吉池ほか一名
- 四 設置者住所 台東区上野三丁目二十七番十二号
ほか
- 五 変更前の店舗名 (仮称)上野三丁目計画
- 六 変更後の店舗名 御徒町吉池本店ビル
- 七 変更を行った設置者名 株式会社吉池

八 変更前の設置者の
 代表者名 高橋 新平

九 変更後の設置者の
 代表者名 高橋 登

十 変更前の小売業者
 の氏名又は名称 株式会社吉池ほか二名

十一 変更後の小売業
 者の氏名又は名
 称 株式会社吉池ほか三名

十二 変更を行った小
 売業者の氏名又
 は名称 株式会社吉池ほか二名

十三 変更前の小売業
 者の住所 山口県山口市佐山七百七番地一
 (株式会社ユニクロ)ほか

十四 変更後の小売業
 者の住所 山口県山口市佐山一万七百七番
 地一(株式会社ユニクロ)ほか

十五 変更前の小売業
 者の代表者名 高橋 新平(株式会社吉池)

十六 変更後の小売業
 者の代表者名 高橋 登(株式会社吉池)

十七 変更日 令和二年七月十七日ほか

十八 届出日 令和五年十月二十六日

十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
 振興課(新宿区西新宿二丁目八番
 一号)

二十 縦覧期間 令和五年十一月十三日から令和六
 年三月十三日まで。ただし、東京
 都の休日に関する条例(平成元年
 東京都条例第十号)に定める休日
 を除く。

二十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
 分まで。ただし、正午から午後一
 時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

